

2007年5月1日

各位

株式会社ミスターマックス

ミスターマックス  
**MrMax、両立支援・育児支援制度を拡充**

**総合ディスカウントストアのミスターマックス**（本社：福岡市 代表取締役社長 平野 能章）は、2007年5月1日より、以下の両立支援、育児支援制度を導入いたします。

1. 制度導入の背景

ミスターマックスでは、「社員にとって、もっと働きやすく、また女性社員がもっと活躍できる職場環境づくり」を目指し、2006年6月に、女性6名からなる社長直轄のプロジェクトチーム「TWINGプロジェクト」を結成し、出産・育児に関する規定や制度の周知活動、相談窓口の設置や、管理職者への両立支援研修の実施などを行ってまいりました。その一環として、制度利用者や社員の声を元に、既存の制度を見直し、両立支援、育児支援の制度の拡充を行うものです。

2. 支援制度の概要

(1) 妊婦検診特別休暇の新設

妊婦が、保健指導や健康診査を受けるために取得できる、5日間の有給休暇を新設します。

(2) 妊婦への短時間勤務制度の適用拡大

これまで、「小学校就学の始期に達するまでの子と同居し養育する者」を対象としていた「育児短時間勤務制度」を、妊婦にも対象を拡大します。

(3) 育児休業対象期間の拡大

「1歳に満たない子と同居し、養育する者（特定の事情がある場合は、1歳6ヶ月）」を、対象期間を延長し、「2歳に満たない子と同居し、養育する者」とします。

(4) 配偶者出産時の特別休暇の拡大

配偶者が出産した際の出産特別休暇（有給）を、これまでの1日間から3日間に拡大します。

(5) 「子の看護休暇」の一部有給化

これまで年間5日間、無給で取得できた「子の看護休暇」を、初めの2日間を有給とします。

ミスターマックスは、「社員一人一人の幸せは、会社の活力」という思いのもと、今後も社員が安心して働き、十分に能力を発揮できる、活気ある職場づくりに取り組んでまいります。

以上

お問い合わせ先  
株式会社ミスターマックス  
取締役経本部長 中野 英一  
電話番号 092-623-1141

ミスターマックスは、福岡県の「子育て応援宣言」登録企業です

